

平成27年4月1日

各 位

株式会社紀陽銀行

法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する被害補償について

株式会社紀陽銀行（頭取：片山博臣）は、法人のお客さまに安心してインターネットバンキングをご利用いただくため預金等の不正な払戻しによる被害に遭われた場合に、下記のとおり被害補償を実施いたします。

記

1. 補償開始日

平成27年4月1日（水）

2. 補償の内容

本サービスをご利用の法人のお客さまが、不正な払戻し被害に遭われた場合に、原則として1契約者あたり年間1,000万円を限度に補償を実施いたします。（個人のお客さまは従来から補償の対象とさせていただいております。）

3. 補償の条件等

- （1）被害発生日から30日以内に当行へ通知がなされている必要があります。
- （2）被害発生状況等について、当行へお客さまより十分なお説明が行われている必要があります。
- （3）お客さまが警察の捜査に対し、真摯にご協力いただく必要があります。

4. 補償の減額または補償を行わないことがある主な場合

- （1）お客さまの故意または重大な過失により不正な払戻しが行われた場合
- （2）会社関係者（代表者、代表者の家族・親族、同居人または使用人）による払戻しが行われた場合
- （3）セキュリティ対策ソフトが導入されていない場合
- （4）お客さまの故意または重大な過失によって、インターネットバンキングの不正使用防止措置の効力を弱める行為が行われた場合
- （5）お客さまが当行への説明に対して重要な事項について偽りの説明を行った場合
- （6）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱、地震もしくは噴火またはこれらによる津波被害等に基づく著しい自然災害による混乱に乗じた不正な行為が行われた場合
- （7）正当な理由なく、他人にID・パスワード等を教えてしまった場合
- （8）パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- （9）当行が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合

以上